



月 日から 月 日まで
京都府

安全に

楽しく

遊泳者のみなさんへ

◆禁止行為

- 遊泳者の安全を守るため、次のことはしないでください。
 - ・遊泳者に抱きつく、遊泳者を押さえるなどの危険な行為
 - ・海水浴場において、人に危害を与える状態での“やす”などの危険な器具の携帯

警察官の中止命令に従わない場合は、罰せられます。



◆遵守事項

- 事故を防止し、安全に海水浴を楽しむために、次のことを守りましょう。
 - ・気象状況などを確認する。
 - ・付近に遊泳者がいる場合、漁業施設や工事現場などがある場合は、減速し、接近しない。
 - ・狭い水路や民家等の付近を航行する場合は、静穏を保持するため減速する。
 - ・ウェイクボードなどに人を乗せてけん引する場合は、けん引される者に救命胴衣及びヘルメットなどの保護具を着用させるとともに見張りをする者を配置する。

海を利用していただくために次のことを守ってください



月 日から 月 日まで
京都府

プレジャーボート操縦者のみなさんへ

◆禁止行為等

- ・遊泳区域内に進入しない。
警察官の中止命令に従わない場合は、罰せられます。

- ・遊泳者、漁業に従事している者、工事に従事している者などに接近させるなど危険を生じさせる操縦はしない。
- ・水難事故を起こしたときは、直ちに負傷者を救護するなどの必要な措置をとる。

違反した場合は、罰せられます。

- ・酒に酔っているなど、正常な操縦ができないおそれのある場合は、操縦しない。

◆遵守事項

- 事故を防止し、安全に楽しむために、次のことを守りましょう。
 - ・気象状況などを確認する。
 - ・付近に遊泳者がいる場合、漁業施設や工事現場などがある場合は、減速し、接近しない。
 - ・狭い水路や民家等の付近を航行する場合は、静穏を保持するため減速する。
 - ・ウェイクボードなどに人を乗せてけん引する場合は、けん引される者に救命胴衣及びヘルメットなどの保護具を着用させるとともに見張りをする者を配置する。

☆狭い水路や民家等の付近とは

→天橋立の文珠水路、久美浜湾の内海と外海をつなぐ水路、伊根の舟屋等をいいます。



水難事故の発生を知ったときは、速やかに警察等^(※2)に通報してください。

(※2) 警察等→警察署、海上保安庁、消防署

海水浴場開設者のみなさんへ

◆海水浴場開設の届出

- 海水浴場を開設する場合は、必ず開設する日の30日前までに京都府に届け出てください。

- 届出をしなかった場合、又は虚偽の届出をした場合は、罰せられます。

◆水難事故の防止措置

- 遊泳者の安全のため、次の措置をとってください。

- ・遊泳場の標示
- ・遊泳に係る遵守事項及び禁止行為の掲示・広報
- ・連絡員の配置
- ・救命浮輪、救命ボート、自動体外式除細動器(AED)などの救命装備の備え付け
- ・気象状況などにより、危険な場合の遊泳禁止措置

- より安全な海水浴場のため、次の措置をとるよう努めてください。

- ・水難救助を行う者の配置
- ・監視所、監視台及び救護所の整備

水難事故が発生した場合は、直ちに警察等に通報してください。



◆遊泳区域の指定

- 遊泳者の安全のために必要な場合は、京都府知事が遊泳区域を指定し、標識を設置します。

知事が設置した標識をみだりに移動し、又は損壊した場合は、罰せられます。

- ・遊泳区域内は、人命救助を行う場合などを除き、すべての船舶の類の進入が禁止されます。

警察官の中止命令に従わない場合は、罰せられます。

- ・船舶の類を遊泳区域に接近させ、区域内の遊泳者に不安を覚えさせる操縦が禁止されます。

マリンレジャー事業者のみなさんへ

◆水難事故の防止措置

- プレジャーボート利用者と遊泳者等の事故をなくすため、次の措置をとるよう努めてください。

- ・プレジャーボートの操縦に係る遵守事項及び禁止行為の掲示と指導
- ・救命浮輪、救命ボートなどの救命用具の備え付け
- ・安全な操縦のために必要な気象情報、海水浴場などの位置情報の提供又は情報把握の指導
- ・水難事故発生時の救護措置と警察等への通報の指導
- ・操縦に必要な資格（免許）の確認
- ・利用者の氏名、連絡先及びプレジャーボートの提供期間などの把握

- プレジャーボート利用者の安全のため、次の場合はプレジャーボートを利用させないようにしてください。

- ・気象状況などにより、危険な場合
- ・操縦に必要な資格（免許）を有しない場合
- ・酒に酔っているなど、正常な操縦ができないおそれのある場合

水難事故の発生を知ったときは、直ちに警察等に通報してください。

